

## 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進策について (お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進策として、平成 28 年 1 月 1 日より、下記の事項について実施することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 関税関係法令以外の法令(他法令)に係る確認書類の提出の簡素化

輸出入の許可の日から 3 日以内に原本を書面により提出又は提示することを求めている他法令確認書類の一部について、当該書類の写しにより確認することを可能とします。

これにより、電磁的記録により他法令確認書類を提出し、輸出入の許可を受けた場合については、輸出入許可後に、改めて原本を書面により提出又は提示することを不要とします。【書類の写しにより他法令確認を行うことを可能とする法令は、別紙 1 参照】

#### 2. 関税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しを踏まえ、関税関係書類についても同様の整備を図ることとします。

電磁的記録により通関関係書類を保存する場合は、予め税関長の承認を受ける必要がありますが、今回の見直しにより承認要件が緩和されることから、電子データでの書類の保存が行いやすくなります。【見直しの主な内容は、別紙 2 参照】

平成 28 年 1 月から書類の写しにより他法令確認を行うことを可能とする法令一覧

法 令	輸出	輸入
①大麻取締法	○	○
②覚せい剤取締法	○	○
③麻薬及び向精神薬取締法	○	○
④あへん法	○	○
⑤肥料取締法	-	○
⑥加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	-	○
⑦農薬取締法	-	○
⑧高圧ガス保安法	-	○
⑨砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	-	○

## 関税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直しの主な内容

### 1. 対象となる書類の拡大

関税関係書類のうち、これまで対象外とされていた仕入書、請求書等がスキャナ保存の対象となりました。

### 2. スキャナ保存要件の見直し

関税関係書類に係るスキャナ保存の要件について、次のとおり定めました。

- (1) 関税関係書類のスキャナ保存には、別途、関税関係帳簿の電子保存の承認を必要としていたが、当該承認は要しないこととする。
- (2) 入力者等の情報を書面又は電子記録により確認できるようにすることを求める一方で、電子署名は不要とする。
- (3) 適正な事務処理のための規定などの整備を求める。(注)  
(注) 保存要件を緩和する一方で、改ざん等の不正を防ぐ観点から、相互けん制、定期的なチェック、再発防止策を社内規定等において整備すること